

第五百十三條第一項中「債務の要素を変更する」を「従前の債務に代えて、新たな債務であつて次に掲げるものを発生させる」に、「その」を「従前の」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 従前の給付の内容について重要な変更をするもの
- 二 従前の債務者が第三者と交替するもの
- 三 従前の債権者が第三者と交替するもの

第五百十四條ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、更改は、債権者が更改前の債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。

第五百十四條に次の一項を加える。

2 債務者の交替による更改後の債務者は、更改前の債務者に対して求償権を取得しない。

第五百十五條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「債権者の交替による更改」を付し、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

債権者の交替による更改は、更改前の債権者、更改後に債権者となる者及び債務者の契約によつてすることができる。

第五百十六條及び第五百十七條を次のように改める。

第五百十六條及び第五百十七條 削除

第五百十八條中「更改の当事者」を「債権者（債権者の交替による更改にあつては、更改前の債権者）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の質権又は抵当権の移転は、あらかじめ又は同時に更改の相手方（債権者の交替による更改にあつては、債務者）に対してする意思表示によつてしなければならない。

第三編第一章第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 債務の引受け

第一款 併存的債務引受け

（併存的債務引受けの要件及び効果）

第四百七十條 併存的債務引受けの引受人は、債務者と連帯して、債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担する。

2 併存的債務引受けは、債権者と引受人となる者との契約によつてすることができる。

3 併存的債務引受けは、債務者と引受人となる者との契約によつてすることができる。この場合において、併存的債務引受けは、債権者が引受人となる者に対して承諾をした時に、その効力を生ずる。

4 前項の規定によつてする併存的債務引受けは、第三者のためにする契約に関する規定に従う。

（併存的債務引受けにおける引受人の抗弁等）

第四百七十一條 引受人は、併存的債務引受けにより負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもつて債権者に対抗することができる。

2 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、これらの権利の行使によつて債務者がその債務を免れるべき限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

第二款 免責的債務引受け

（免責的債務引受けの要件及び効果）

第四百七十二條 免責的債務引受けの引受人は債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担し、債務者は自己の債務を免れる。

2 免責的債務引受けは、債権者と引受人となる者との契約によつてすることができる。この場合において、免責的債務引受けは、債権者が債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。

3 免責的債務引受けは、債務者と引受人となる者が契約をし、債権者が引受人となる者に対して承諾をすることによつてもすることができる。

（免責的債務引受けにおける引受人の抗弁等）

第四百七十二條の二 引受人は、免責的債務引受けにより負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもつて債権者に対抗することができる。

2 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、免責的債務引受けがなければこれらの権利の行使によつて債務者がその債務を免れることができた限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

（免責的債務引受けにおける引受人の求償権）

第四百七十二條の三 免責的債務引受けの引受人は、債務者に対して求償権を取得しない。

（免責的債務引受けによる担保の移転）

第四百七十二條の四 債権者は、第四百七十二條第一項の規定により債務者が免れる債務の担保として設定された担保権を引受人が負担する債務に移すことができる。ただし、引受人以外の者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。

2 前項の規定による担保権の移転は、あらかじめ又は同時に引受人に対してする意思表示によつてしなければならない。

3 前二項の規定は、第四百七十二條第一項の規定により債務者が免れる債務の保証をした者があるときについて準用する。

4 前項の場合において、同項において準用する第一項の承諾は、書面でなければ、その効力を生じない。

5 前項の承諾がその内容を記録した電磁的記録によつてされたときは、その承諾は、書面によつてされたものとみなして、同項の規定を適用する。

第三編第一章に次の一節を加える。

第七節 有価証券

第一款 指図証券

（指図証券の譲渡）

第五百二十條の二 指図証券の譲渡は、その証券に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、その効力を生じない。

（指図証券の裏書の方式）

第五百二十條の三 指図証券の譲渡については、その指図証券の性質に応じ、手形法（昭和七年法律第二十号）中裏書の方式に関する規定を準用する。

（指図証券の所持人の権利の推定）

第五百二十條の四 指図証券の所持人が裏書の連続によりその権利を証明するときは、その所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。

（指図証券の善意取得）

第五百二十條の五 何らかの事由により指図証券の占有を失つた者がある場合において、その所持人が前条の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わな

い。ただし、その所持人が善意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。

（指図証券の譲渡における債務者の抗弁の制限）

第五百二十條の六 指図証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもつて善意の譲受人に対抗することができない。

（指図証券の質入れ）

第五百二十條の七 第五百二十條の二から前条までの規定は、指図証券を目的とする質権の設定について準用する。

（指図証券の弁済の場所）

第五百二十條の八 指図証券の弁済は、債務者の現在の住所においてしなければならない。

（指図証券の提示と履行遅滞）

第五百二十條の九 指図証券の債務者は、その債務の履行について期限の定めがあるときであっても、その期限が到来した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う。